

エリアマネジメント特区 国家戦略特区と地方創生の加速に向けて

(株)特区ビジネスコンサルティング

■提案の内容

- 都市計画税の用途をエリアマネジメント事業に拡大する。
- 地方自治体内の決められた地区において、都市計画税を基準に一定割合を賦課金として地方自治体が徴収し、その賦課金を対象地区のエリアマネジメント組織の財源に当てる。
- エリアマネジメント組織は安定財源を得ることができ、補助金頼みではなく自主的に運営できる。
- 賦課金は都市計画税に連動するので、資産価値が向上すれば賦課金も増えるインセンティブが働く。
- 対象地区の決定や賦課金の割合など詳細については条例で定める。
- 対象地区の決定においては、住民投票条例を活用し、対象地区の土地建物所有者による住民投票を行う。
- 制度設計は地方自治体、運営は民間の官民協働で取り組む。
- 迅速性と継続性が問われるエリアマネジメント組織に係わる公道の利用許可と占用許可は、一括して国家戦略特別区域会議に委ねる。

■実施予定地域

国家戦略特区内

■実現による経済社会的効果

- ① エリアマネジメントが定着し、フリーライダーを生み難い一体化したまちづくり（環境整備、魅力度アップ、観光PRなど）に取り組める。
- ② 国家戦略特区内で開始されたエリアマネジメント事業が加速される。
- ③ 対応が急がれるインバウンド観光などにまち（エリア）としての取り組みが期待できる。
- ④ エリアマネジメント組織が専門性の高い人材を雇用する場となる。
- ⑤ モデル化することにより、全国的に衰退著しい地方都市・地域の再生を促進

させる。

- ⑥ 特に県庁所在地やそれに準ずる地域拠点都市の中心市街地活性化やコンパクトシティ化に寄与する。

■規制特例の必要性

- 地方税法第702条における都市計画税の使用目的にあたる都市計画事業の対象に含まれるよう、都市計画法の都市計画事業にエリアマネジメント事業を認める特例措置を行う。
- 地方税法第702条の4「都市計画税の税率は、百分の〇・三を超えることができない。」にエリアマネジメントを目的として上乗せできる特例を設ける。
- 道路交通法第77条1項「次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下この節において「所轄警察署長」という。）の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。）を受けなければならない。」において、エリアマネジメント組織からの道路使用許可申請に関して、国家戦略特別区域会議に委譲する特例を設ける。
- 道路法第32条1項「道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。」において、エリアマネジメント組織からの道路占用許可申請に関して、国家戦略特別区域会議に委譲する特例を設ける。